

令和 6 年度墨田区地域自立支援協議会精神部会 活動報告

1. 開催日時

第 1 回：令和 6 年 10 月 15 日（水）15：00～16：30

第 2 回：令和 7 年 1 月 24 日（金）13：30～15：00

2. 検討事項

【第 1 回】

墨田区の精神保健福祉の基礎情報、地域移行支援及び区北部での地域活動支援センター設置について事務局から報告があり、地域の課題について協議

●地域移行支援について

令和 6 年度より保健予防課に専任の地域移行を推進するための職員が配置され、積極的に地域移行支援を推進してきたことについて実績と課題を報告

《報告内容》

令和 5 年度の地域移行支援申請者数 7 名に対し、令和 6 年度は、9 月末時点で 11 名の申請があり、成果が出ている。

障害者基幹相談支援センターが精神科病床のある医療機関に地域移行に関する調査を行った結果、地域移行支援の申請希望者 2 名、将来的に地域移行の可能性のある者 15 名が判明する。

《課題》

- ①遠距離の医療機関への長期入院、高齢化等により公共交通機関での支援が困難
- ②入院病院近くの地域に退院を希望する者も少なくないが、退院希望先の地域移行支援事業所が引き受けてくれない。
- ③墨田区には入院できる医療機関がないため、医療連携の構築が難しい。

●区北部への地域活動支援センターの設置について

江戸川区、北区、豊島区の地域活動支援センターの視察結果を報告し、区北部への地域活動支援センター設置について協議

《協議内容》

地域活動支援センターが 2 か所になることにより、役割分担ができたり、共同で事業を実施することもできる。具体的には、お互いの閉所日をずらすことにより、切れ目のない相談支援を提供することが可能になる。また、地域住民への啓発やピアサポートなどの事業を分担して行うなど、限られた人員で様々な事業を展開できる。

《課題》

墨田区には、精神障害者の受け入れ可能な自立訓練事業所がないため、地域活動支援センターの設置と共に併設するなど、検討してほしい。

●その他・情報共有

議事以外の意見や質問、情報などを共有

《課題・質問》

- ・ 自立支援医療と精神保健福祉手帳の申請場所が 2 か所から 1 か所になり申請困難者が出ないか
⇒開設後、状況を把握して検討していきたい。
- ・ 社会資源として、入院病床のある医療機関や計画相談事業所が不足している。
- ・ 区内に 29 か所あるグループホームで精神障害者に対応できる所は 5 か所のみであり、やむを得ず他区の資源も利用している状況
- ・ 今後、地域生活支援拠点の面的整備を進めるのであれば、緊急時対応が可能な拠点が必要

【第 2 回】

23 条通報（警察官通報）と措置入院者の状況等について事務局から報告。また、岡崎委員から地域生活支援を要する精神障害者の多様な状態像について話を伺う。その後、2 つの例事を紹介し、墨田区における課題について協議

●事例紹介 1

《概要》

40 代の男性。就労意欲が高くアルバイトをしている。措置入院から A 区のグループホームに退院し A 区のピアノのサークルを利用している。いずれ墨田区に戻るためには、どのような支援が必要か、また、区に足りない支援はあるか。

《意見》

- ・ 就労移行を利用して障害者雇用はどうか。
- ・ 仕事だけでなく趣味などのエネルギーを分散できる何かがあると良いのではないか。
- ・ 経済的な事だけでなく、本人の得意不得意、どこにモチベーションを置いているか等、今後支援をしていく中で明らかにしていく。

《課題》

- ・ アルバイトをしている方は、障害者雇用と違い、相談できる場が少ない。
- ・ 地域生活支援センター友の家「おしゃべりワーク」も敷居が高い印象がある。
- ・ 知的障害がなくても IQ が低い方はいる。知的障害等の資源も活用できると支援が広がる。
- ・ グループホームは個室希望が大半で、墨田区には個室対応できるグループホームが少ない。

●事例紹介 2

《概要》

60 代の男性。入院中。これまで障害福祉サービスを使い、墨田区でグループホームから単身生活までサービスを利用していた。ルールに従えず、トラブルを起こしやすい。退院後、そのような方に必要とされる支援は何か。また、区に足りない支援（資源）はあるか。

《意見》

- ・複数の支援事業所を活用し、支援の大変さを分散させるのも良いのではないか。
- ・ひとつの事業所で抱え込んで疲弊してしまうケースも見受けられるため、支援者が多いことに越したことはない。
- ・自立生活体験事業「くらし体験ふるさと」を活用して生活スキルのアセスメントが行えると良いのではないか。

《課題》

- ・区内には、精神障害者が利用できる生活訓練・生活介護事業所がない。
- ・医療観察法対象の方でも３年でぴたっと支援が切れてしまう恐れがあるので、誰かしら支援を継続できる体制が必要である。

3. 今後の展望

今年度浮かび上がった課題を解決するため、行政でしかできないこと、事業所だからこそできること等、来年度も精神部会を継続し、解決に向けた協議を行い、政策を提案していきたい。